



障がいのある人もない人も互いに支えあう 共生社会を目指しましょう

12月3日から9日までは「障害者週間」です。障がいや障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人とない人が互いに支えあうことのできる、共生社会の実現を目指しましょう。



知っていますか?補助犬のこと

補助犬の正式名称は「身体障害者補助犬」で、法律に基づき特別な訓練を受けて認定された「盲導犬」、「介助犬」および「聴導犬」のことをいいます。

補助犬は、目や耳、手足に障がいのある人をサポートし、障がいのある人の自立と社会参加をするための大切なパートナーであり、ペットではありません。

盲導犬

特徴

- ・ 見えない人、見えにくい人が安全に歩けるようサポートします。
- ・ 障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。
- ・ ハーネス(胴輪)をつけていて、「盲導犬」と表示されています。



介助犬

特徴

- ・ 手や足に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。
- ・ 物を拾って渡したり、指示した物を持って来たりします。
- ・ 「介助犬」と表示された胴着を着用しています。



聴導犬

特徴

- ・ 聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。
- ・ 玄関のチャイム音、電子メールやファクスなどの着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクションなどを聞き分けて教えます。
- ・ 「聴導犬」と表示された胴着を着用しています。



補助犬を見掛けたら

表示がされている補助犬は仕事ですので、食べ物や水を勝手に与えないでください。また、補助犬に対して、話し掛ける、じっと見つめる、触るなどの気を引く行為は避けましょう。

なお、使用者は補助犬を同伴していても援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見掛けたら、「何か手伝うことはありますか?」と声掛けをお願いします。

補助犬の受け入れ

「身体障害者補助犬法」では、公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、さまざまな場所で補助犬を受け入れることが義務付けられています。

また、補助犬を同伴することのみをもって、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は、「障害者差別解消法」により不当な差別的取扱いとして、禁止されています。

ほじょ犬マーク



「身体障害者補助犬法」の啓発のためのマークです。

知っていますか?電話リレーサービス

令和3年7月1日から、公共インフラとしての電話リレーサービスが始まりました。聴覚や発話に困難がある人(聞こえない人)と、聞こえる人との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時、コミュニケーションをとることができます。24時間365日いつでも利用でき、緊急通報、仕事のやり取り、病院への連絡、お店の予約など、すぐに連絡が取りたいときに利用できますので、ご活用ください。



聴覚や発話に困難がある方
(サービス利用者)



通訳オペレータ



聞こえる方(病院、お店など)

利用方法

聞こえない方:事前にサービスの利用登録が必要です。
聞こえる方:登録せず利用できます。

※聞こえる方は、サービス利用者の「電話リレーサービス用電話番号」をダイヤルし発信することで、同サービスを利用できます。

利用登録

利用登録方法については、(一財)日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。



問合せ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関(一財)日本財団電話リレーサービス
☎03-6275-0912 📠03-6275-0913 ✉info@nftrs.or.jp (年未年始を除く)
手話・文字チャットによる問合せ(🏠<https://nftrs.or.jp/contact/>)(9時30分~17時)

障がい者への虐待に気付いたら通報を

虐待は障がい者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。

虐待であると気付かれないまま起きている恐れがありますので、障がい者への虐待を見つけた場合は、下記相談窓口へ通報をお願いします。



虐待の例

身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること
性的虐待	わいせつな行為をしたり、させたりすること
心理的虐待	暴言や拒絶的な態度で精神的な苦痛を与えること
放棄・放任	著しい減食や長時間の放置など、必要な養護を怠ること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、障がい者から不当に財産上の利益を得ること

通報・届出、相談窓口

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607(平日8時30分~17時15分)

障害者総合相談支援センターあい ☎381-1035 📠381-1036(平日8時30分~17時15分)

※土・日曜日、祝休日または夜間は、市役所代表(☎382-1100)へ通報してください。

共生社会の実現のために

障がいのある人は、障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活にさまざまな制限を受けながら生活をしています。差別のない共生社会の実現には、一人一人の心遣いが必要不可欠ですので、障がいへの理解を深め、身近なことからできることを行っていきましょう。